

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 (仮称) カーマ静岡柳町店
- (2) 届出日 平成17年9月16日
- (3) 届出内容 法第5条第1項に基づく新設届

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

なお、住民等から提出された意見に基づき、次のとおり審査を行った。

(提出された意見)

店舗駐車場東側の南寄りの出入口3付近において従来の道路利用の利便を損ねることのないよう、右折出庫を防止する対策及び混雑時の入庫対策を示してほしい。

届出計画及び設置者からの報告によると、出入口3からの右折出庫を防止する対策として、チラシ、案内看板などで経路周知を図るほか、出口付近において看板及び路面ペイントによる左折出庫を促すとともに、混雑時には交通整理員による誘導を行うこととしている。

また、混雑時の入庫対策として、出入口3付近及び駐車場内に交通整理員を配置し、入庫車を店舗南側駐車場又は屋上駐車場に引き込み誘導をすることにより場内通路を駐車待ちスペースとして活用した上で、状況に応じて当該出入口の北側にある出入口2への分散誘導による集中緩和を図ることとし、両出入口からの入庫が飽和した場合は、交通整理員により都市計画道路駒形井宮線からの市道若松町柳町線への進入を規制することとしている。

なお、市道若松町柳町線の出入口3への入庫経路において、同線の交通を安全かつ円滑にするため、交通管理者及び道路管理者と協議の上ラインの引き直し等の対策を講じることとしている。

以上のことから、出入口付近の状況に即し、必要な配慮がなされているものと判断した。

(提出された意見)

混雑時における交通整理員の具体的な配置計画を示してほしい。

設置者からの報告により、混雑の状況に応じた交通整理員の配置計画の具体的内容が確認されたため、必要な配慮がなされているものと判断した。

(提出された意見)

出入口3からの出庫車両の、市道若松町柳町線から市道井宮町柳町線への右折対策を示してほしい。

届出計画及び設置者からの報告によると、出入口3からの出庫車両について、次の対策を行うこととしている。

まず、全退店車両が集中する市道井宮町柳町線と都市計画道路駒形井宮線との信号交差点における交通を円滑にするため、同交差点付近の改良を行った上で、交通整理員を各出入口に配置し、混雑状況に応じて効率的な出庫誘導を行う。更に混雑時には、市道若松町柳町線と市道井宮町柳町線との三叉路交差点付近に交通整理員を配置することにより市道若松町柳町線の状況把握に努め、出入口2及び3からの退店車両により同線が渋滞した場合は出入口1からの出庫を一時規制する。それでも渋滞が緩和しない場合は、出入口2及び3からの出庫を一時規制する。なお、出庫調整に当たっては、場内の混雑状況に応じて入庫規制も併せて行う。

以上のことから、店舗周辺の出庫経路の状況に即して、必要な配慮がなされているものと判断した。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(4) その他の事項

防災対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。